

資料 8-9 原子力災害時における飲食物摂取制限に関する指標（出典：防災指針）

原子力災害時における飲食物摂取制限に関する指標（出典：防災指針）  
(都総務局)

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： $^{131}\text{I}$ ）
飲料水	$3 \times 10^2 \text{Bq} / \text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く。）	$2 \times 10^3 \text{Bq} / \text{kg}$ 以上

対象	放射性セシウム
飲料水	$2 \times 10^2 \text{Bq} / \text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	
穀物	$5 \times 10^2 \text{Bq} / \text{kg}$ 以上
肉・卵・魚・その他	

対象	ウラン
飲料水	$20 \text{Bq} / \text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	
穀物	$1 \times 10^2 \text{Bq} / \text{kg}$ 以上
肉・卵・魚・その他	

対象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ( $^{238}\text{Pu}$ 、 $^{239}\text{Pu}$ 、 $^{240}\text{Pu}$ 、 $^{242}\text{Pu}$ 、 $^{241}\text{Am}$ 、 $^{242}\text{Cm}$ 、 $^{243}\text{Cm}$ 、 $^{244}\text{Cm}$ の放射能濃度の合計)
飲料水	$1 \text{Bq} / \text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	
穀物	$10 \text{Bq} / \text{kg}$ 以上
肉・卵・魚・その他	

（注） 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては $20 \text{Bq/kg}$ を、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については $1 \text{Bq/kg}$ を適用するものとする。ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。